明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（総務二〇五）　一
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（同二〇六）　二
○文化財を登録文化財に登録する件（文部科学八九）　三
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同九〇）　九
〔人事異動〕
法務省　九
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十八年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　一六
平成二十八年度第四・四半期国庫の状況（同）　六〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　六七
裁判所
破産、免責、再生関係　六八
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一〇五
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一〇八

告示

○総務省告示第二百五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十八日

総務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。